

政策会議付議事案書 (令和4年11月8日)

提案課名 子育て総務課

報告者名 深川 やよい

<p>事案名</p>	<p>秦野市小児医療費助成事業の所得制限を撤廃することについて</p>	<p>⑨ 資料 無</p>									
<p>目的・必要性</p>	<p>小児医療費助成事業については、平成7年10月から、医療費の一部（保険診療内の自己負担分の全額）を助成することにより、小児の健康の維持及び健全な育成に役立てることを目的に実施しています。</p> <p>これまで、対象年齢の拡大や所得制限の緩和など本制度の見直しをしてきましたが、平成31年4月からは、小学生以上に対する所得制限は据え置きとしたうえで、中学3年生まで通院助成対象を引き上げました。</p> <p>今回、子育て支援をより充実させることを目的として、所得制限を撤廃するものです。</p>										
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 現制度</p> <p>0歳から中学生までを対象とし、未就学の児童については所得制限を設けず、小学生以上については所得制限を設けたうえで、医療費の自己負担分を助成しています。</p> <table border="1" data-bbox="336 1077 1232 1249"> <thead> <tr> <th>対象年齢</th> <th>助成対象</th> <th>所得制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未就学児</td> <td>○</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>小・中学生</td> <td>○</td> <td>あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 検討経過</p> <p>(1) 秦野市社会福祉審議会の答申</p> <p>平成29年4月からの制度改正に係る社会福祉審議会での答申では、義務教育終了までの助成と所得制限のあり方について検討するよう付帯意見が添えられました。</p> <p>(2) 厚生労働省の調査結果</p> <p>令和3年度に1,741自治体に対して実施した「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」では、全体の約48%の自治体が中学生までの医療費助成を実施しており、所得制限なしが約87%、窓口負担なしが約65%でした。</p> <p>(3) 県内各市の助成状況</p> <p>ア 対象年齢</p> <p>19市のうち18市が中学3年生までを対象としており、残る川崎市も令和5年度中に中学3年生までを対象とする予定です。</p>		対象年齢	助成対象	所得制限	未就学児	○	なし	小・中学生	○	あり
対象年齢	助成対象	所得制限									
未就学児	○	なし									
小・中学生	○	あり									

	<p>イ 所得制限 19市のうち8市は所得制限なし、11市は所得制限があります。 所得制限のある11市のうち、令和5年度中に所得制限を撤廃する方針を示している市は、5市（横浜市、川崎市、大和市、藤沢市、座間市）となります。</p> <p>ウ 窓口負担 19市のうち4市が窓口負担を実施し、そのうち、横浜市では、令和5年度中に負担金を撤廃する方針です。川崎市では、負担金を継続する方針を示していますが、市民団体から負担金撤廃要求が提出されています。</p> <p>※詳細については「資料1 小児医療費助成制度県内市町村別実施状況」を参照</p> <p>3 検討結果 対象年齢は現状どおり中学3年生までとし、小学生以上の所得制限を撤廃し、窓口負担なく助成することで、安心して子育てできる環境を整え、子育て支援の充実を図るものです。</p> <p>4 改正後の試算 (1) 所得制限撤廃による対象者数（見込） 1,100人 (2) 改正による所要額の試算 所得制限撤廃による所要額は、年間約3,000万円と試算しています。 ※令和5年10月から開始のため、令和5年度所要額は約1,500万円 ※詳細については「資料2 小児医療費助成事業の制度改正について」を参照</p>
決定等を要する事項	<p>1 助成対象年齢については現状のままで、全対象者の所得制限を撤廃すること。 2 条例改正案を令和5年3月第1回定例月会議に提出し、施行期日を令和5年10月1日とすること。</p>
今後の取扱い	<p>令和5年 1月 社会福祉審議会への諮問 1月 医師会、歯科医師会、薬剤師会へ説明 3月 市議会第1回定例月会議に条例改正議案を提出 4月以降 市民への周知 9月 医療証発送 10月1日 改正条例及び条例施行規則の施行</p>

小児医療費助成制度 県内市町村別実施状況（市）

資料 1

令和4年10月1日現在

自治体	対象年齢										入院	所得制限	窓口負担	備考 (※今後予定については取扱注意)
	通院													
	就学前	小学校	中1	中2	中3	高1	高2	高3						
0 神奈川県	◎										中3	0歳以上【旧】	入院：1日100円、通院：1回200円 0～3歳まで窓口負担はなし	
1 横須賀市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
1 平塚市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
1 三浦市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
1 厚木市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
1 海老名市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
1 綾瀬市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
1 鎌倉市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
1 南足柄市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
9 藤沢市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	中1以上【新】	—	令和5年度中に所得制限撤廃予定
10 秦野市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	小1以上【新】	—	
11 小田原市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	小1以上【旧】	—	
11 伊勢原市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	小1以上【旧】	—	
12 茅ヶ崎市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	4歳以上【旧】	小学4～中学3年生に通院1回500円までの一部負担金	
13 横浜市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	3歳以上【旧】	・1、2歳児で保護者の所得が基準額以上の場合は、通院1回500円までの窓口負担あり（入院・調剤は窓口負担なし） ・小学4～中学3年生のみ、通院1回500円までの窓口負担あり（入院・調剤は窓口負担なし） ※ただし、小学4～中学3年生でも、保護者が市民税非課税の場合は全額助成（通院の窓口負担なし）	令和5年度中に所得制限、負担金撤廃予定
14 相模原市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	1歳以上【新】	中学1～3年生のみ、通院1回500円までの窓口負担あり（入院・調剤は窓口負担なし） ※ただし、中学1～3年生でも、保護者が市民税非課税の場合は全額助成（通院の窓口負担なし）	
15 逗子市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	1歳以上【旧】	—	
15 大和市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	1歳以上【旧】	—	令和5年度中に所得制限撤廃予定
15 座間市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	1歳以上【旧】	—	令和5年度中に所得制限撤廃予定
19 川崎市	◎	◎	○	○	○						中3	1歳以上【新】 (入院についてはH31.1から所得制限廃止)	小学4～6年生のみ、通院1回500円までの窓口負担あり（入院・調剤は窓口負担なし） ※ただし、小学4～6年生でも、保護者が市民税所得割非課税の場合は全額助成（通院の窓口負担なし）	令和5年度中に所得制限撤廃予定、負担金は継続

※小児・所得制限の【旧】は子ども手当施行前の旧児童手当特例給付基準、【新】は子ども手当廃止後の現行の児童手当所得制限限度額
※◎：対象年齢 ○：令和5年度中に対象となる予定

※この表は、R4.2.15に神奈川県から送付された資料を基に、子育て総務課で作成
※順位付けは、通院の対象年齢＞入院の対象年齢＞所得制限の有無＞制限年齢（同じ場合は【新】のほうが上位）＞一部負担金の有無で判断

小児医療費助成制度 県内市町村別実施状況（町村）

自治体	小児										所得制限	窓口負担	備考 (※今後予定については取扱注意)	
	対象年齢									入院				
	通院													
就学前	小学校	中1	中2	中3	高1	高2	高3							
1 大井町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	—	
1 松田町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	高3	なし	—	
2 清川村	◎	◎	◎	◎	◎						高3	なし	—	
3 葉山町	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
3 寒川町	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
3 大磯町	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
3 中井町	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
3 山北町	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
3 箱根町	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
3 真鶴町	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
3 愛川町	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
3 二宮町	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
3 湯河原町	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—	
14 開成町	◎	◎	◎	◎	◎						中3	3歳以上【旧】	—	

※小児・所得制限の【旧】は子ども手当施行前の旧児童手当特例給付基準、【新】は子ども手当廃止後の現行の児童手当所得制限限度額
 ※◎：対象年齢 ○：令和5年度中に対象となる予定

※この表は、R4.2.15に神奈川県から送付された資料を基に、子育て総務課で作成
 ※順位付けは、通院の対象年齢>入院の対象年齢>所得制限の有無>制限年齢（同じ場合は【新】のほうが上位）>一部負担金の有無で判断

小児医療費助成事業の制度改正について

1 助成内容の比較

対象年齢	改正後		改正前	
	助成対象	所得制限	助成対象	所得制限
未就学児	通院 入院	なし	通院 入院	なし
小・中学生	通院 入院	なし	通院 入院	あり

2 助成対象者の比較 令和4年9月30日現在（単位：人）

対象区分	改正後		改正前	
	対象者	所得制限 対象者	対象者	所得制限 対象者
未就学児	5,647	—	5,647	—
小学生	7,594	—	6,998	596
中学生	3,199	—	2,812	387
計	16,440	—	15,457	983

3 所得制限撤廃による所要額（年間）

30,000,000円

（対象見込児童数 1,100人×令和3年度1人当たり平均医療助成費27,000円）

4 制度改正の経過

改正年月日	通院	入院	所得制限
平成 7年10月1日	0歳児のみ	中学3年生まで	1歳児以上あり
平成11年 1月1日	1歳児まで	〃	〃
平成13年10月1日	3歳児まで	〃	〃
平成15年10月1日	4歳児まで	〃	なし
平成16年10月1日	5歳児まで	〃	〃
平成20年10月1日	6歳児まで	〃	〃
平成24年10月1日	小学4年生まで	〃	1歳児以上あり
平成28年10月1日	小学6年生まで	〃	1歳児以上あり
平成29年 4月1日	小学6年生まで	〃	未就学児：なし 小学生以上：児童手当新 基準に緩和
平成31年 4月1日	中学3年生まで	〃	〃

5 助成実績

年度	医療証交付件数 (件)	医療費助成件数 (件)	医療費助成額 (千円)	県補助金 (千円)
平成28	15,871	196,558	397,101	79,340
平成29	15,348	219,708	438,880	79,478
平成30	14,461	217,931	450,111	78,398
令和 元	17,212	233,073	491,190	76,881
令和 2	16,631	173,126	392,377	52,052
令和 3	16,220	193,060	427,643	56,964